

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月6日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第46号

神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(その他の事務の区長に対する委任) 第54条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。 (1)～(21) [略] (22) 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例	(その他の事務の区長に対する委任) 第54条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。 (1)～(21) [略] (22) 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例

第7号)に規定する資格認定及び医療費の給付(同条例第5条第1項に規定するもの及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者に係るものを除く。)に関すること。

(23)～(28) [略]

第7号)に規定する資格認定及び医療費の給付(同条例第5条第1項に規定するものを除く。)に関すること。

(23)～(28) [略]

(重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年8月規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(助成方法の特例) 第12条 [略] 2 <u>資格者(条例第2条第1号に規定する後期高齢者医療の被保険者である資格者(以下「後期高齢資格者」という。))を除く。</u> は、条例第5条第2項に規定する方法により助成を受けようとするときは、当該事項	(助成方法の特例) 第12条 [略] 2 <u>資格者は、条例第5条第2項に規定する方法により助成を受けようとするときは、当該事項を証する書類を添えた書面により区長に申請しなければならない。ただし、前項第3号に該当する場合において区長が申</u>

を証する書類を添えた書面により区長に申請しなければならない。

3 [略]

4 後期高齢資格者が、条例第5条第2項に規定する方法により助成を受けようとするときは、当該事項を証する書類を添えた書面により市長に申請しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する場合において市長が申請の必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 市長は、後期高齢資格者から前項の申請があったときは、速やかにその助成額を決定し、書面により当該後期高齢資格者に対し通知するものとする。

請の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定によりされている申請は、この規則による改正後の神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定によりされた申請とみなす。